

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称： 笠寺幼稚園	種別： 幼保連携型認定こども園	
代表者氏名： 横井 雅哉	定員（利用人数）： 343名（317名）	
所在地： 愛知県名古屋市南区笠寺町大門63		
TEL： 052-811-2883		
ホームページ： <a href="https://minami-fukushi.jp/kasadera/">https://minami-fukushi.jp/kasadera/</a>		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和26年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人みなみ福祉会		
職員数	常勤職員： 40名	非常勤職員： 17名
専門職員	（園長） 1名	（看護師） 2名
	（保育士） 47名	（栄養士） 2名
	（調理員） 3名	（事務職員） 2名
施設・設備の概要	（居室数） 16室	（設備等） 冷暖房、空気清浄機
		扇風機

### ③理念・基本方針

#### ★理念

##### ・法人

【Vision（2040年の目指す姿）】

誰もがつながり、助け合う社会を創る

【Mission（社会における存在意義）】

未来を担う子どもたちの生きる力を育み、健全な成長を支える

【Value（職員が大切にしている考え方）】

新しいことへ常に意欲的に挑戦する

変化に柔軟に対応する

共助の中継地点となる

##### ・事業所

\*子どもの心身の成長を大切にし、子どもの視点に立って、子どもの最善の利益を目指します。

\*豊かな人間性を持ち、心と身体の自立を促します。

\*心身ともに豊かな子、思いやりのある子、元気に伸び伸びと遊べる子、自分で考えて行動できる子として成長できるように保育をしていきます。

\*集団生活の中で協調性を育みます。

★基本方針(事業所)

- 0歳児・・・生理的欲求を満たした生活リズムをつかむ
- 1歳児・・・安心できる環境の中で、自分でしようとする気持ちが芽生える
- 2歳児・・・安定した保育士との関わりの中で、伸び伸びと遊ぶ
- 3歳児・・・保育士や友だちと遊ぶ中で、自分のしたいこと・言いたいことを言葉と行動で表現する
- 4歳児・・・保育士や友だちと遊びながら、つながりを広げ、思いやりの気持ちを持つ
- 5歳児・・・集団生活の中で意欲的に活躍し、いろいろな知識や能力を高める

④施設・事業所の特徴的な取組

集団の中で楽しく生活を送るために、ルールがあることを知らせながら友達との関係性を築けるように援助を行っています。様々な行事や活動を通して、子ども達に経験・体験をさせることで成長へと繋げていく保育を目指しています。

活動の中にはスイミングスクールや体育教室と言った身体を使った活動も行っており、できない事ができるようになる「喜び」や「次への意欲」を育てています。また英語教室では歌やダンスに合わせて英語を身近に感じられる取り組みもおこなっています。

特に冬の遊戯会は、曲に合わせた衣装(着物・袴・ドレス・等)を着て行います。普段では着ることのない衣装を身につけると、子ども達は気持ちを弾ませながら踊ります。その姿を見ている保護者の方々からは「凄い衣装でした」「思い出に残ります」等のご意見もいただいております。笠寺幼稚園の伝統行事の一つとなっています。

複数担任制を導入することにより、子ども達を見守る大人の目を増やし危険防止対策となると共に、保育士が子どもと向き合う時間が確保しやすくなります。また、クラスで気になる子に対してゆっくり寄り添える時間も作れます。

職員の業務負担が分配されて、事務仕事に追われてしまう事も無く、働きやすい環境にもつながっています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 4年10月 3日(契約日) ~ 令和 5年 6月13日(評価確定日) 【令和 5年 1月27日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	1 回 (平成29年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆子どもや保護者の満足のために

コロナ禍によって、1年目は多くの園行事や活動が中止となった。2年目、3年目と時が経過する中で、子どもや保護者のモチベーションが下がることを防ぐために、これまで通りに行うことが難しい園行事を、形を変えて実施している。1年目に中止となった運動会を例にとれば、2年目は保護者の参加なしに運動遊びを行い、3年目(今年度)は学年別に分割して実施し、保護者の参加を可能とした。バザーは、地域の参加なしの親子ふれあいデーとして開催している。

◆働きやすい職場づくり

園行事の制作で超過勤務となることはあるが、それ以外にほとんど時間外労働はなく、有給休暇も取りやすい環境である。家族の介護のための短時間勤務や、子育て中の職員には小学校3年まで早番、遅番勤務を免除する等、ワーク・ライフ・バランスにも配慮している。職員雇用は安定しており、職員の平均勤続年数が13年と長いことも、働きやすい職場づくりが実を結んでいることの証と言える。

◆デジタルとアナログの併用

家庭との連携の主流は保育支援ソフト「コドモン」であるが、プライバシーへの配慮から連絡帳を使うこともある。連絡帳はすべての子どもが持っており、アナログではあるが相応の使い道がある。また、職員全員が常にメモ帳を携行しており、送迎時等の保護者との会話を必要に応じて記録している。

◇改善を求められる点

◆中・長期計画の策定

法人の中・長期計画が策定されていないことから、園の中・長期計画も策定されていない。園長は中・長期の運営方針として「0、1歳児クラスの拡充」と「それに伴う施設・設備の改修」を挙げている。その方針に関わる項目を肉付けし、園長の思い描く3年後や5年後の「園のあるべき姿」を中・長期計画として明文化されたい。

◆事業運営の透明性確保

法人や園のホームページを活用し、様々な情報提供や情報開示が行われている。しかし、事業運営の透明性を担保すべき事業計画や事業報告は公開されていない。また「入園のしおり」には、「…苦情の内容と解決結果を、笠寺幼児園ホームページなどに掲載し…」とあるが、ホームページ上には見当たらない。苦情の受け付けがなかったのであれば「苦情なし」の事実を公表することが望ましい。さらに、法人監事による現地での内部監査が実施されていない。書面監査として実施されていると思われるが、監事に園まで足を運んでもらい、園長立会いの下で内部監査を受けることが求められる。

◆マニュアルの整備

職員の平均勤続年数が10年を超えており、保育現場での経験値が高い。それ故、マニュアル等の手順を確認しなくても、日々の保育が差し障りなく進んでいく。そうした背景があっても、必要と思われるマニュアル類の整備が遅れている。マニュアルは、新人職員の教育用としても活用でき、質の高い均一した保育実践を担保するためには必要不可欠となる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受け、施設として改善すべき点が良くわかりました。

改善点としてあがっていたマニュアルの作成や各種記録については、評価後よりすぐに取り組み、職員に周知するよう努めています。

今回の結果を活かし、利用者の安心、安全を実現するための職員の資質向上に努め、これからも地域に必要とされる保育園であり続けられるよう努力していきたく思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 定員343名の大規模園であり、さらに長引くコロナ禍によって、保護者に対して園の理念や基本方針を詳しく説明する機会は限られている。ホームページやパンフレットなどのツールを使って周知に努めているが、浸透度はさして高くはない。保護者アンケートによる「保護者への理念・方針の周知」は、約半数の保護者が肯定するに留まっている。			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	④ ・ b ・ c
<コメント> 市から園運営に関しての必要な情報が届き、市の所長研修や区の園長会に参加することによっても有益な情報を得ている。さらに複数の保育専門雑誌を定期購読しており、情報量に不足はない。それらの情報を法人本部に挙げ、法人の事業展開の一助となっている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 創立から70年以上の歴史があり、伝統の継承と新たな取り組みの導入との融合に苦慮している。一例として、おゆうぎ会（発表会）の着物を着ての「剣舞」がある。伝統的に3、4、5歳児クラスがそれぞれの演目（剣舞）を舞うが、若手の職員や保護者の一部には現代風の出し物を望む声がある。折衷案として5歳児は剣舞を演じ、3、4歳児は新たな出し物に変更した。大規模園としての職員育成にも課題を残す。			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 令和5年4月に開園（公立園から民間移行）する園に前園長が赴任するため、現在は前園長から現園長への引継ぎ期間となっている。両園長ともに、中・長期の運営方針として「0、1歳児クラスの拡充」と「それに伴う施設・設備の改修」を挙げている。しかし、それらの計画は明文化されていない。法人の中・長期計画はないが、園長の思い描く3年後や5年後の「園のあるべき姿」を明文化されたい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 法人や園の中・長期計画が策定されておらず、事業計画の作成にあたっては、園から提供した情報を基に、法人本部が統一した形式で各園の事業計画や事業報告を作成している。コロナ禍によって園の活動自体が沈滞化しており、事業計画もマンネリの域を出ない。1年間に重点的に取り組む活動を定め、全職員が気持ちを一つにしてその目標に向かって進むことを期待したい。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ b ・ ㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園から提供した情報を基に法人本部が事業計画を作成しており、園内（園長はじめ職員）の事業計画の作成に対する参画意識は薄い。保育現場での実践の前に各種の指導計画があり、指導計画の前に「全体的な計画」がある。その「全体的な計画」の前提となるのが事業計画であり、事業計画は園運営の根本となる。事業計画に対する意識の改革が急務である。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉕ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一般的な傾向として、園の事業計画に対する保護者の関心度は薄く、関心・興味の中心は行事計画となっている。保護者アンケートにおいても「保護者への事業計画の周知」は45%と低率である。コロナ禍によって様々な変更を余儀なくされている行事に関しては「年間行事予定」を配付して保護者への周知を図っている。保護者会と園との共催で実施されていたバザーは、今年度も中止となった。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ㉖ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年度末に、全職員が「職員自己評価シート」を使って自らの保育実践を振り返っている。その結果を集計して掲示板に掲示し、保護者にも見られるように配慮している。ただ「職員自己評価シート」の結果分析が実施されておらず、課題の明確化や改善活動にはつながっていない。</p>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉗ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>第三者評価の受審は今回が2回目で、前回は5年前の平成29年度に受審している。受審後に園長の交代があったことや、職員間に第三者評価に対する意義・目的が十分に伝わっていなかったこともあり、計画的な改善活動は実施されなかった。今回は、既に自己評価の段階で様々な気づきが生まれており、職員の意識に大きな変革がみられる。課題を明確にした改善活動に期待が持てる。</p>		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 毎月の職員会議で園運営の方針を述べており、議事録に要旨が記載されている。年度の初めの「園だより」では、保護者に向けて自らの所信を表明している。園長の役割や責務は「運営規程」で明確にされており、その記述から、園長不在時の災害発生の際には、副園長が園長の職務を代行することが読み取れる。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ② ・ c	
<コメント> 園運営に関連する法令の改廃状況は、購読している保育専門雑誌で把握している。特に大きな法改正や制度の変更がある場合には、市や同業団体等から研修案内が届き、積極的に参加している。今後、マニュアル整備に力が置かれることとなるが、それと並行して、関係法令とそれに準拠するマニュアルとを紐付けたリストを作成することが望まれる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> コロナの感染1年目は、初めて体験する非常事態に対応することができず、多くの活動や取組みが中止となった。2年目、3年目と時が経過する中で、子どもや保護者のモチベーションが下がることを防ぐために、これまで通りに行うことが難しい園行事を、形を変えて実施している。運動会は運動遊びに、バザーは親子ふれあいデーとして開催された。今年の運動会は、学年別に分割して実施した。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<コメント> コロナ対応による職員の業務負担が増えているが、職員の業務が過重となったり一部の職員に偏ったりしないよう、常に職員の勤務状態に気を配っている。数年前から導入されている保育支援ソフト「コードモン」が、職員の事務時間の軽減に大きく貢献している。職員の勤怠管理は、独自のシステムで管理されている。			

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ① ・ c	
<コメント> 毎年秋に、来年度の就労意向の職員アンケートを行っている。その情報を法人に挙げ、人事部が採用活動の主体として活動している。就職フェアには、園から担当者が参加している。ここ数年、法人の新規事業（新規開設）が急展開を見せており、今後もこの傾向が継続することが予測される。中・長期に予測される事業展開を文書化（中・長期計画の策定）し、それに見合った計画的な人材確保が求められる。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ② ・ c	
<コメント> 成果主義を盛り込んだキャリアパスが構築され「能力行動評価シート」による人事考課、目標管理が行われている。目標管理は、年度初めに目標設定面接を行い、期末に終了時評価の面接を行っている。しかし、取組みの進捗を管理すべき中間評価の仕組みがない。また、人事考課の結果を分析し、個人目標に反映させる仕組みもない。キャリアパス、人事考課、目標管理の3制度の連動が求められる。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>時に中途採用された勤務年数の短い職員の離職はあるが、概して職員雇用は安定しており、職員の平均勤続年数は13年と長い。園行事の制作物で超過勤務となることはあるが、それ以外にほとんど時間外労働はなく、有給休暇も取りやすい環境である。家族の介護のための短時間勤務や、子育て中の職員には小学校3年まで早番、遅番勤務を免除する等、ワーク・ライフ・バランスへの配慮もある。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「能力行動評価シート」による目標管理を行い、職員の資質向上を目指している。期首に上長（園長等）と目標設定面接を行い、期末に終了時評価の面接を行っているが、取組みの進捗度合いを把握するための期中の中間評価が行われていない。定期的に中間評価（見直し）を行い、確実に目標達成に導くための仕組みづくりが望まれる。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画に職員研修の方向性を示し、研修計画を作成している。職員は計画に沿って研修に参加し、履修後には「研修参加表」を提出するとともに、研修資料を回覧して情報共有を図っている。課題は「研修参加表」によって受講を確認するに留まっていることである。研修報告として「所感」の記述を求め、研修による学びや気づき、保育現場への活用（アクションプラン）等を確認することが望ましい。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の実施する研修計画に園の研修計画をリンクさせ、それぞれの研修に参加する職員を決めている。市の研修は階層別研修や職種別研修として体系化されており、園ではテーマ別研修として救急救命や権利擁護に関する研修を実施している。それ以外の外部研修の案内が職員用の掲示板に張り出され、希望者は参加することが可能である。職員個々の研修履歴の管理を期待したい。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>コロナ禍ではあるが積極的に実習生を受け入れ、今年度は保育実習生10名と看護実習生30名の受入れを行っている。しかし、実習生を受け入れるためのマニュアルがなく、実習がクラス担任に任されるなど責任者が明確になっておらず、管理された受入れ体制とはなっていない。まずは、マニュアルの整備が求められる。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人や園のホームページを使い、様々な情報を公開している。法人のホームページで法人概要や沿革、法人理念、定款、報酬支給基準、役員名簿、現況報告書、財務諸表等を示し、園のホームページでは、保護者や入園希望者が必要とする情報を多く載せている。法人もしくは園のホームページに、事業計画や事業報告、苦情解決の情報等を掲載し、事業運営の透明性を確保されたい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園における現金の出納は、3万円を限度とする小口現金制で行われている。規程やマニュアルでは確認できなかったが、慣行で、現金出納の責任者（決裁者）を園長、出納担当者を経理職員として内部牽制を機能させている。法人監事による現地での内部監査が実施されておらず、法の順守のためにも早急な対応が求められる。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt; 事業計画や「全体的な計画」に、地域との関わりの基本的な考え方が記載されている。しかし、計画の多くがコロナ禍によって中止や規模の縮小を余儀なくされている。地域も参加できるバザーは、中止になって以降再開されていない。公立園との交流企画も、公立園の子どもが来園したものの、当園の子どもが公立園を訪問することなく中断となった。そのような状況下、子どもの描いた絵やぬり絵を福祉会館に展示している。</p>				
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt; コロナ禍ではあるが、ボランティアの受入れがある。中学生の職場体験学習を受け入れ、保育園への就職を目指す学生は、保育現場の実際の支援を見る（学ぶ）ために、ボランティアとして来園している。しかし、これらのボランティアを受け入れるためのマニュアルの整備が遅れている。ボランティアの種類は多様であり、マニュアルの作成に当たっては、汎用性の高いものとするのが望ましい。</p>				
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	ⓐ	b	c
<p>&lt;コメント&gt; 事務室に「緊急連絡一覧」や「関係先一覧」が備えられている。子どものけがや疾病に関しては、発生後速やかに保護者に連絡を入れ、保護者の要望（受診医療機関等）を優先して対応している。児童相談所と連携する案件があるが、秘匿性を有するとの判断からすべて園長が対応している。障害児等の配慮を必要とする子どもの就学に関し、小学校教諭から電話で情報提供の依頼がある。</p>				
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt; 従前から、地域の福祉ニーズを把握するための積極的な取組みは行われていない。法人内に子育て支援拠点「ぶるぶ」があり、そこから福祉ニーズの情報を得ている。地域との連携を強化し、園として積極的に地域の福祉ニーズの把握に努められたい。</p>				
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	ⓑ	c
<p>&lt;コメント&gt; 公益的な活動としてのバザーはコロナ禍によって中止となっており、高齢者施設との交流も中断している。AEDを設置しているが、地域に対しての案内は行っていない。地域の福祉ニーズとしては「0歳児、1歳児の保育」の必要性を認識しており、園の中・長期の方向性として、0～1歳児の保育枠（定員）の拡充を計画している。</p>				



評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	Ⓐ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもを尊重する基本姿勢は、ホームページや「入園のしおり」等に明記されている。具体的な取組みとしては、子ども一人ひとりの発達に合わせた言葉掛け、性差への先入観を持たないために色彩等の選択の自己決定等、様々な配慮をしている。外国籍の子どもは10名ほど在籍しているが、子どもや保護者への特別な扱いはせず、子どもは子ども同士で自然な関わりの中で学び合っている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ Ⓑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>プライバシーポリシーが「入園のしおり」に記載され、おむつ交換や衣類の着脱時等は羞恥心に配慮がある。虐待防止や早期発見のために「セルフチェックシート」を使って、職員が自身の言動を振り返る機会としている。保護者には、子どもの写真掲載やSNS等について同意を得る取組みをしている。プライバシー保護に関する規程やマニュアルを整備し、研修による職員理解が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ Ⓑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>定員352名の大規模園の特性を紹介した資料は自園のみに置かれ、見学者・幼児教室や子育て支援等に参加する保護者に、リーフレットを渡すに留まっている。リーフレットのイラストは、記載内容の邪魔をしない大きさである。コロナ禍によって、利用希望者の見学は毎週水曜日に個別に行っている。園を紹介する情報（リーフレット等）を、区役所等の公共施設でも入手できるよう検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ Ⓑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園式にて「入園のしおり（重要事項説明書）」を使って保育内容について説明している。保護者の理解を得ているが、同意書は残されていない。保護者が理解しやすいよう、重要な部分は文字を大きく又は太文字で記載している。特に配慮の必要な保護者への説明ルールはないが、経験豊富な職員が適切に説明し、更に主任や園長に相談して対応している。その手順をルール化し、明文化することが望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ Ⓑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順や引継ぎ文書は「保育所保育要録」と同様の用紙に記入して渡すようにしている。保育終了後、保護者から相談を受け付ける担当窓口は設置されていない。又、その後の相談方法や担当者について、内容を説明するための文書も作成されていない。分かりやすい説明文書を作成し、都度渡すことが望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ Ⓑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用者満足を把握する仕組みとしては、アンケート・面談・コミュニケーション等がある。園舎のひさしが浅いので、雨が降り込むのを防ぐために、さらに長いひさしを付けたり、床が滑るので職員がこまめに拭く等、すぐに実行できることは具体的な改善につなげている。しかし、アンケートの集計や分析、検討会議等の仕組みは弱く、組織的に取り組むための仕組みづくりが望まれる。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決体制は整備されている。保護者へは、入園式で「重要事項説明書」を使って説明し、理解を得ている。今年度1件の苦情があるが、第三者委員にまで届く苦情はない。苦情内容は駐車場のマナーについてであり、解決を図った後、申し出た保護者に配慮した上で掲示板で公表している。しかし、対応の記録は作成されていない。仕組みが機能するよう、記録は適切に作成し、保管することが望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者が相談や意見を述べたい時の方法は、入園式に「入園のしおり（重要事項説明書）」にて説明されるが、分かりやすく説明された文書は見当たらない。相談場所は、主に会議室で行っており、人目に触れず安心して相談出来る環境である。保護者が相談したい時や、意見が述べたい時に、複数の方法や相手を選ぶことが出来る説明文書の配付や掲示が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者アンケートを年1回行い、送迎時の職員との対話や「連絡ノート」等から意見や要望を聞き取っている。保護者の意見や提案の記録の方法、報告の手順や対応を定めたマニュアルがなく、組織的な対応とは言い難い。マニュアル等を整備し、それに基づいて改善課題を明確にし、迅速かつ組織的に対応することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>リスクマネジメントの責任者は園長と思われるが、明文化されておらず、委員会も未設置である。ヒヤリハットは職員会議で検討し、未然防止に取り組んでいる。事故の未然防止や再発防止策等を講じた後の、効果の検証が行われていない。職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修は行われているが、記録は残されていない。事故発生時の対応マニュアルが明確ではなく、再整備が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>感染症についての管理体制は整備されている。予防と発生時対応のマニュアルも作成されているが、回覧や掲示に留まり、職員周知には欠ける。特に新型コロナウイルス感染症に関しては、アプリ等でも配信しているが、保護者からは情報不足による不安の声が出ている。新型コロナウイルスに対する感染予防もマニュアルに追加し、職員への感染予防に関する勉強会等の実施が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>防災計画が作成されているが、子どもや職員の安否確認の方法は周知されてない。職員周知を図り、テストを行うことが望ましい。飲食料等の備蓄は調理室に保管され、調理員が管理している。医薬品は看護師が管理し「備蓄リスト」はパソコン上で管理と、一元的な管理がなされていないことから、点検記録は未整備である。大規模園のため、バッテリーライトが準備されているのは心強い。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「運営案」と「入園のしおり」を標準的な実施方法としているが、経験の浅い職員が、これだけで保育の一定水準を担保することは難しい。平均勤続年数は10年以上であり、職員の共通理解がなくても保育運営は可能である。ただ、均一的な保育が提供できているかは、疑問符が付く。研修によって職員の共通理解を図り、標準的な実施方法に基づいて保育が行われていることを確認する仕組みを構築されたい。</p>		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 標準的実施方法の見直しとして、年間指導計画では年度末に、また月・週案の指導計画はそれぞれ職員会議で見直し、次の計画に反映させている。しかし、見直しに当たって、職員や保護者の意見や提案、要望等が反映される仕組みが構築されているとは言い難い。検証や見直しが継続的に行われるよう、PDCAサイクルを活用して、意見や提案が反映される仕組み作りが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの身体状況や保護者の生活状況、保育上のニーズ等を入園前にアセスメントし、面接で園長が確認している。障害児と乳児（3歳未満児）は、個別とクラスとの指導計画を作成し、双方の関連性を持って統合保育を行っている。子どもと保護者との具体的なニーズが、個別の指導計画に明示されている。幼児は集団で月・週案で保育を行っているが、3歳以上児も個別の指導計画作成が望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 月案は毎月・週案は毎週、更に個人記録等から指導計画を見直している。保護者の意向や同意を得るための手順等は明文化されておらず、見直し後の変更内容を関係職員に周知する手順も定めはない。指導計画を緊急に変更する場合の手順も文書化されていない。実際には、経験値の高い職員によって問題なく保育が展開されているが、均一で質の高い保育を担保するためには、手順の文書化が必須である。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 個別の指導計画はコドモンで作成され、園全体の様子は日々日誌に記録している。記録は全員が閲覧できるよう定まった場所に置かれ、常時見られるようになっている。情報共有を目的として、月1回職員会議を開催して必要な情報が的確に届く仕組みが整備されている。経験豊富な職員が多いので、指導は記録の不備や説明不足を補う程度である。主任・園長が不備等を確認し、個人的に指導している。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「個人情報保護規程」は整備されている。子どもに関する記録・保存・情報に関する管理体制は、規程に定められている。「情報開示規程」も整備されているが、まだ開示請求の事例はない。職員には「個人情報保護規程」の研修は行われておらず、先輩職員から指導を受けるに留まっている。保護者は「入園のしおり」で説明を受けている。全職員を対象に、規程の確認や漏洩防止の研修が望まれる。</p>		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「全体的な計画」の骨組みを主任が中心になって作成し、年次毎に加除修正を行っている。確実に保育実践に繋がっている計画ではあるが、地域の実態を考慮することには欠けている。評価は年度末に行い、次の計画作成に反映されている。また、乳児保育・障害児保育・長時間保育等、園としての特色ある保育の追記なども検討されることを期待したい。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>歴史ある園であり、年齢による施設・設備の高低差の不具合を、台や手で介助して補うなどの配慮をし、子どもの安全を担保している。コロナ禍への配慮として、用具や寝具、玩具は都度こまめに消毒し、換気にも気配りしている。手洗い場やトイレは清潔で、衛生管理に努めている。暑さ対策として、温湿度計でエアコンの調節を行っている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりの個人差を十分に把握し、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう努めている。しかし、時間に余裕がない時などは、十分に子どもの欲求を受け止めることが難しく、つい急かす言葉や制止する言葉を使ってしまう場面がある。それを職員は認識しており、表現力が十分でない子どもの気持ちを汲み取るよう、ゆとりある対応を心がけている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者との連携を重視し、個人差を把握した上で生活習慣が身に付くように、また、自分でやろうとする気持ちを大事にして支援している。年齢に合った生活習慣について、子どもが理解できるよう、絵や実物を見せる等の工夫をしている。子どものやろうとする気持ちが、結果として子どもの達成感に繋がるような援助にも心掛けて欲しい。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>戸外遊び等で、異年齢で遊びが出来る環境に心がけている。散歩も異年齢で行い、年下の子どもは年長児に信頼を置いている。子ども自身が、遊びの中で人間関係を育てている。それを地域住民が微笑ましく見守り、挨拶を交わしたりして社会体験の機会としている。歩き方や信号の見方等、社会的ルールを学ぶ機会でもある。様々な表現活動が自由に体験できる環境の工夫は、コロナ禍もあり課題が残る。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが安心、安定して過ごすために、特に乳児は家庭との連携が必要である。コドモンや送迎時の連携によって情報を共有している。育児の相談も同様である。相談の内容は、必要に応じて個別指導計画にも反映させているが、育児相談としての記録は残していない。記録に残す基準を定めることが前提となるが、保育の継続性にも鑑み、育児相談の記録は残すことが望ましい。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが自分でしようとする気持ちを大切にし、自我の育ちを受け止めるよう関わっている。時として噛みつき等もあり、被害者・加害者共に保護者に謝罪をするが、加害者の名を明かさぬ園の方針であり、園の責任として伝えている。口唇期でもあり、コロナ禍にも配慮し、使った玩具は丁寧に消毒をしている。コロナ禍で職員以外の大人との関わりは少ないが、散歩などを通して関わりを持っている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 各年齢共に「保育所保育指針」に示された内容を、生活と遊びを通して総合的に身に付くよう「全体的な計画」や指導計画に盛り込んでいる。子どもたちが取り組んで来た運動会や発表会等の共同的な活動を、就学先の小学校に伝える工夫はされていない。また、小学校との接続をスムーズにするために「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」とリンクさせて伝える工夫も望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 障害のある子どもは10名程在籍し、その他に支援を要する子どもや気になる子どももいる。加配制度で統合保育を行っている。個別指導計画とクラス指導とを関連付け、共に成長出来るよう保育を行っている。建物は4階建てで階段があるが、障害特性に応じた環境整備はされていない。専門機関からの助言は担任が聞くことに留めず、知識や理解を深めるために職員研修等にも役立てることが望ましい。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 1日を見通した、連続性に配慮した子ども主体の指導計画はない。自らやりたい遊びが出来るよう、在園時間を考慮して穏やかに過ごせるよう配慮しているが、延長保育を利用する子どもの数が多く、家庭的でゆっくり過ごす環境ではない。季節感や年齢に合った遊び玩具等の計画性はない。職員間の引継ぎは、必要のある子どもについて、名簿用紙に伝えたい内容を記入して保護者に口頭で伝えている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; コロナ禍ではあるが、小学校との交流を期待しながら指導計画に記載している。子どもが小学校以降の生活に見通しを持つ直接の機会はないが、小学校からビデオレターや動画が届き、子どもの期待を高めている。保護者は入学説明会が見通しの持てる機会である。園の職員と小学校の教員との意見交換や合同研修を行い、就学に向けて小学校と連携している。児童保育要録を作成し小学校に届けている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 健康管理のマニュアルは未整備であり、作成が待たれる。子どもの健康に関する計画は作成されている。体調悪化や怪我等は、看護師が保護者に伝えて事後確認も取れている。予防接種の状況は随時受け入れ、年度末に再確認している。毎月「保健便り」を発行し、季節に流行る感染症等の啓蒙・予防に努めている。職員はSIDS（乳幼児突然死症候群）の知識を有し、午睡時にチェックが行われている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「健康診断結果記録」は漏れなく記載され、結果は職員会議で周知されている。毎月の身長・体重や健診結果を保護者にはアプリで配信している。医療機関に受診することが必要な子どもは、結果用紙で知らせている。健康管理マニュアルが未整備のため、健康診断・歯科健診結果の保健計画への反映はない。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; アレルギー疾患のある子どもに対し、医師の診断の下に子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。食事時はトレーに個人カードとアレルギー食とを一緒に提供し誤食を防いでいる。保育士・看護師・調理員で情報を共有し、マニュアルに沿って複数人で確認している。職員はエピペンまで習得している。緊急時に対応するマニュアルはない。皆で同じ給食が食べられる献立も検討されたい。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全			
	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 子どもが「食」への関心を高めるために調理室の外に給食のメニューを記載しており、興味を持った子どもが窓越しに調理職員と話をしている。季節の行事に因んでメニューに工夫を凝らし、七夕の日には星形に型抜きをした野菜（人参等）が出る。課題としては、子どもの体格（身長）に合った椅子とテーブルが揃っておらず、不適切な姿勢で食事を摂らざるを得ない子どもがいることである。			
	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉞ ・ b ・ c
<コメント> 職員は、子ども一人ひとりの嗜好や適切な食事を把握しており、それぞれに合った量の食事を盛り付けている。玄関に「今日の給食」の写真展示をしており、保護者と子どもに話題を提供している。新メニューの給食を提供した日には、調理職員が保育室に向いて子どもの食べ具合をチェックしている。			

## A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携			
	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉞ ・ b ・ c
<コメント> 家庭との連携の主流は保育支援ソフト「コドモン」であるが、プライバシーへの配慮から連絡帳を使うこともある。連絡帳はすべての子どもが持っており、アナログではあるが相応の使い道がある。職員全員が常にメモ帳を携行しており、送迎時等の保護者との会話を必要に応じて記録している。			
A-2- (2) 保護者の支援			
	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉞ ・ b ・ c
<コメント> 保護者から相談の申入れがあった時には、担任の職員が話を聞いているが、内容によっては主任や副園長、園長に対応を委ねることもある。相談場所としては、他者の目や耳を遮るために事務室奥の応接室を使うことが多い。勤続年数（保育経験）の長いベテラン職員が多いことも、保護者にとっての安心材料となっている。			
	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 家庭における子どもへの権利侵害の疑いがあり、児童相談所と連携しているケースがある。秘匿性が高いこともあり、児童相談所との連絡、対応はすべて園長が行っている。虐待等の早期発見・早期対応に努めているが、ベテラン職員が多いこともあって、対応するためのマニュアルはなく職員研修も実施されていない。子どもの生命にも関わることであり、マニュアル整備や職員研修は必須である。			

## A-3 保育の質の向上

			第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 年に1度、全職員が「職員自己評価シート」を使って自らの保育実践を振り返っている。この結果を集計し、掲示板を使って保護者にも知らせている。しかし「職員自己評価シート」の分析は行われておらず、園全体の課題の抽出には至っていない。			